

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報開示

(労働者派遣法第23条第5項)

令和6年6月20日 作成

対象期間 令和5年4月～令和6年3月迄(第37期決算)

1 派遣労働者の数	22名
2 派遣先の数	11社
3 マージン率	45.1%
4 教育訓練に関する事項	・新入社員教育 ・発電所運転教育 ・(保全・工事)転入者教育、OJT教育 ・派遣説明 ・若手フォローアップ研修 ・グレードアップ研修 ・次世代リーダー研修
5 労働者派遣に関する料金の平均額	62,430円(1日8時間あたり換算)
6 労働者派遣の賃金額の平均額	34,290円(1日8時間あたり換算)
7 労使協定の締結	①労使協定の締結の有無 : 締結あり ②労使協定の対象範囲 : 全派遣労働者 ③労使協定の有効期間 : 令和7年3月31日
8 その他	マージン率には以下が含まれます。 ①社会保険料(厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険) ②福利厚生費(有給休暇、健康診断、退職金制度、その他手当等) ③教育訓練費 ④会社運営費 ⑤営業利益

住共エンジニアリング株式会社